

新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者宿泊支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療従事者等が新型コロナウイルス感染症患者及び同感染症疑い患者(以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。)の対応のため業務が深夜に及んだ場合、若しくは基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等に宿泊施設等に宿泊する費用を支援するため、予算の定めるところにより、第2条に定める要件に該当する者に対し、当該事業の実施に必要な経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱(令和4年4月1日厚生労働省発医政0401第10号、厚生労働省発健0401第3号、厚生労働省発薬生0401第28号)、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)実施要綱(令和4年9月22日医政発0922第38号、健発0922第14号、薬生発0922第1号)及び鹿児島県補助金交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者及び補助対象事業)

第2条 この要綱に基づく補助金の申請をすることができる者は、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療機関(以下「補助対象医療機関」という。)及び医療従事者並びに職員(以下「医療従事者等」という。)であり、補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる要件のいずれかを満たしているものとする。

- (1) 補助対象医療機関が、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者等のために宿泊施設等を借り上げたこと。
- (2) 補助対象医療機関が、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者等の宿泊費用を負担したこと。
- (3) 補助対象医療機関において新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者等が、自己で宿泊費用を負担したこと。

(補助対象経費及び補助率並びに交付限度額)

第3条 補助金の交付の対象経費(以下「補助対象経費」という。), これに対する補助率及び交付限度額は、次のとおりとする。

| 補助対象経費 | 補助率 | 交付限度額 |
|---|-------|----------------------|
| 医療従事者等が宿泊施設等へ宿泊する経費* ※ 新型コロナウイルス感染症患者等の対応のため業務が深夜に及んだ場合など帰宅することが困難であることが条件 | 10/10 | 13,100円 (1室1日当たり) |

(補助対象とならない経費)

第4条 前条の補助対象経費について、宿泊費に含まれない諸経費や食事代は対象とならない。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書及び規則第13条の補助事業等実績報告書は、第2条第1号に該当する者は、補助金交付申請及び実績報告書(別記第1-1号様式)を、第2条第2号に該当する者は、補助金交付申請及び実績報告書(別記第1-2号様式)を知事に提出するものとする。また、第2条第3号に該当する者は、補助金交付申請及び実績報告書(別記第1-3号様式)を補助対象医療機関を経由して別記第1-4号様式により知事に進達するものとする。

2 規則第3条の規定により補助金交付申請及び実績報告書に添付すべき書類及び別記第1-4号に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 別記第1-1号様式に係る添付書類

- ア 宿泊施設等を借り上げた際の契約書及び領収書(写し)
- イ 宿泊施設等に宿泊した医療従事者等に係る証明書(別記第2-1号様式)
- ウ その他知事が必要と認める書類

(2) 別記第1-2号様式に係る添付書類

- ア 医療機関が医療従事者等に宿泊費を支払ったことが確認できる書類
- イ 医療従事者等が宿泊施設等に宿泊費を支払った際の領収書(写し)
- ウ 宿泊施設等に宿泊した医療従事者等に係る証明書(別記第2-2号様式)
- エ その他知事が必要と認める書類

(3) 別記第1-3号様式に係る添付書類

- ア 医療従事者等が宿泊施設等に宿泊費を支払った際の領収書(原本)
- イ その他知事が必要と認める書類

(4) 別記第1-4号様式に係る添付書類

- ア 前号に規定する書類
- イ 宿泊施設等に宿泊した医療従事者等に係る証明書(別記第2-2号様式)
- ウ その他知事が必要と認める書類

3 補助金交付申請及び実績報告書の提出期限は、知事の指定する日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

(1) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書(別記第3号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

ただし、補助事業者が、全国的に事業を展開する組織の支部(一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

また、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全額又は一部を県に納付

させることがある。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第7条 知事は、補助金交付申請及び実績報告書を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第5号様式のとおりとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者宿泊支援事業費補助金交付要綱の規定は令和3年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者宿泊支援事業費補助金交付要綱の規定は令和4年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年10月3日から施行し、改正後の新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者宿泊支援事業費補助金交付要綱の規定は令和4年度分の補助金から適用する。